

4月18日(土)

2026年度第1回 管対協 管理・運営セミナー

～ マンション関係法の改正について ～

4月1日から区分所有法などマンション関係法の改正が施行されます

昨年の通常国会で改正された区分所有法、マンション再生法、マンション管理適正化法、被災区分所有法などが、今年4月から施行されます。これに合わせて、管対協では、この改正法の内容に関するセミナーを開催します。

経年数が蓄積されたマンションが増える中での管理組合運営の合理化が図られる

今回の改正は、全国的にマンションの高経年化が進む状況の中で実施された。管対協においても、会員の80%が築30年超、60%が築40年超という状況を迎えているように、全国的にもマンションの高経年化、居住者の高齢化という状況を迎える中で実施された。各マンションにおいて、管理組合運営が蓄積され、組合運営の合理化の方向性とその方法について、提案が可能とみた国交省及び法務省が、今回の改正を実行したものである。

改正の内容について、下記のとおり管対協としてのセミナーを開催しますので多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時：2026年4月18日(土) 午後2:00～4:00

会場：管対協・MCKセミナールーム

(京都市中京区西洞院通三条下る柳水町84番地 三洋六角ビル3階)

内容：

1. マンション関係法の改正ポイントについて
2. 法改正を踏まえた管理規約の見直しについて

講師：谷垣千秋(管対協 事務局長)

主催：NPO法人京滋マンション管理対策協議会

★参加申込・・・別紙の「参加申込書」をFAXしていただくか電話でお申し込みください。また、管対協HP (<https://kantaikyo.org>) トップページ右上の青いボタン「お問い合わせはこちらから」の申込みも受付けています。



【アクセス】

- ・市バス「烏丸三条」下車、徒歩6分
- ・地下鉄「烏丸御池駅」下車、6番出口より徒歩7分
- ・地下鉄「四条駅」、阪急「烏丸駅」下車、22番出口より徒歩10分

NPO法人京滋マンション管理対策協議会(略称・管対協)

京都市中京区西洞院通三条下る柳水町84番地 三洋六角ビル305

TEL075-231-8182 FAX075-231-8202 mail:info@kantaikyo.org